

外国法事務弁護士による国際仲裁代理等に関する検討会（第3回） 議事概要

1 日時

平成30年9月25日（火）午前10時00分から午後零時00分まで

2 場所

東京地検5階刑事部会議室

3 議事の概要

資料1「外国法事務弁護士による国際仲裁代理等に関する検討会報告書（案）」に沿って

- 外国法事務弁護士等が手続を代理することができる「国際仲裁事件」の範囲
- 外国法事務弁護士等による国際調停代理の範囲
- 外国弁護士の国際仲裁代理の要件

等について討論を行った上、外国法事務弁護士による国際仲裁代理等に関する検討会報告書を取りまとめた。

(1) 「国際仲裁事件」の範囲について

国際仲裁事件については、現行法の要件①（「国内を仲裁地とする民事に関する仲裁事件」）について、「国内を仲裁地とする」との要件を撤廃した上で、

- 要件②（当事者の全部又は一部が外国に住所等を有する者であるもの）について、当事者の親会社等が外国企業である場合
- 実体的法律関係が涉外性を有する場合のうち、典型的なものとして、仲裁判断において適用される実体準拠法を外国法とすることに当事者が合意している場合
- 外国を仲裁地とする場合

のいずれかの要素が認められる場合には、国際仲裁事件とすべきとの意見で概ね一致した。

(2) 外国法事務弁護士等による国際調停代理について

第2回検討会において、国際調停代理については、何らかの規定を設けてこれを認めるべきとの方向性で一致したため、国際調停事件として扱う事件の範囲について議論された。

まず前提として、仲裁合意のある国際仲裁事件について、仲裁開始前の調停手続についての代理を認める必要があるとの意見が出され、異論は示されなかった。

また、国際仲裁事件は、外弁法上、民事に関する仲裁事件とされている一方、仲裁合意を前提としていることから、実際には企業間の取引紛争に限定されていること等から、国際調停事件についても、消費者契約や労働契約は含めず、企業間の取引紛争といった商事紛争に限って認めるべきとの意見で一致した。

もつとも、家事事件等についても外国法事務弁護士等による国際調停代理のニーズは認められるといった意見も出され、国際調停事件の対象事件の範囲について、引き続き検討することが必要であるとの指摘がされ、これに対する異論はなかった一方で、まずは商事紛争に関して国際調停代理を認めるべき、との意見で一致した。

(3) 外国弁護士に関する国際仲裁・調停代理の要件

前回に引き続き、いわゆる外国受任要件について意見交換が行われた。

本要件の趣旨とされる外国弁護士が国内において事務所を設けて国際仲裁事件の集客をするのを防止するという点については、かかる事態が現実には生じるとは考え難いのではないかとといった意見が出された。また、当該要件を満たすか否かの解釈を行うことが企業にとってコストがかかる事項であるとの意見や、適法と認識して仲裁申立て等の手続を行ったにもかかわらず、事後的に違法なものと評価されるリスク要因になり得るといった意見も出された。

他方、今後、国際仲裁事件の範囲が拡大され、国際調停事件の代理も可能となることを踏まれば、外国弁護士が国内で事務所を設けて集客をするのではないかとの懸念は続いていると考えられるとの意見や、既に存在している当該要件を削除するか否かは慎重に考えるべきであるといった意見も出された。

このように、当該要件の存否については、積極・消極双方の意見が出されたことを受け、本要件の存否について、関係機関において十分検討の上、必要な対応をするよう要望することとされた。

(4) 取りまとめ

検討会としては、外国弁護士に関する外国受任要件について引き続き真摯な検討を行うとともに、国際仲裁事件の範囲の拡大及び国際調停代理の規定の整備を早期にはかるよう要望することが確認された。

報告書の最終的な記載内容は座長一任とされた上で、本検討会における報告書が取りまとめられた。